

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 員見 正文 様 あて名 〒107-0062 日本国東京都港区南青山1-3-1-707		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.10.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 K20170079		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/031083	国際出願日 (日.月.年) 30.08.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. E02B7/20 (2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 中国電力株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 29.09.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 苗村 康造 電話番号 03-3581-1101 内線 3237	2B	3721

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-10	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (I S)	請求項	4-10	有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2013-96190 A (中国電力株式会社) 2013.05.20, 段落 [0001]、[0030] - [0035]、[0039] - [0043]、図1-4 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1 (段落 [0001]、[0030] - [0035]、[0039] - [0043]、図1-4) には、小規模水力発電用の狭い取水通2へ適用される取水ゲート4 (本願の簡易取水口ゲートに相当) に係る取水ゲート制御システム (本願の簡易取水口ゲート制御システムに相当) であって、取水ゲート即全閉水位A1 (本願の河川の増水により前記取水路水位が危険水位に相当) に達すると取水ゲート4を全閉し、取水ゲート開動水位Cに達した状態が検出された際、制御部7においてタイマーを設定し、その状態が所望時間継続した場合のみ (本願の一定時間 (T) 内に前記取水路水位が前記危険水位に達していないことを条件に相当) 第2の駆動信号が発信され、第2の駆動信号の定められた時間のみ所望量だけ開動作させる (本願の一定開度刻み (I) で上げていくことに相当)、前記各選択ステップを有する、制御部7を備えた取水ゲート制御システムが記載されている。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1 (段落 [0001]、[0030] - [0035]、[0039] - [0043]、図1-4) には、取水ゲート4を閉動作又は開動作させる駆動機構3 (本願のゲート駆動部に相当)、危険水位検出手段5 (本願の危険水位検出部に相当) とを具備し、制御部7が、第1の駆動信号を発信して駆動機構3により取水ゲート4を全閉し、制御部7においてタイマーを設定し、その状態が所望時間継続した場合のみ (本願の一定時間 (T) 内に前記取水路水位が前記危険水位に達していないことを条件に相当)、駆動信号が発信され、第2の駆動信号の定められた時間のみ所望量だけ開動作させる (本願の一定開度刻み (I) で上げていくことに相当)、前記各選択ステップを有する、制御部7を備えた取水ゲート制御システムが記載されている。

< 補充欄に続く >

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1（段落 [0001]、[0030] – [0035]、[0039] – [0043]、図 1 – 4）には、危険水位検出手段 5 は危険水位 A の検出信号を制御部 7 に出力し、前記制御部 7 が、危険水位を検出したものであるか制御水位を検出したものであるか判定し（本願の前記危険水位検出部から前記危険水位検出信号が入力されてこないか否かを監視する第 1 のステップに相当）、危険水位の検出に基づき第 1 の駆動信号（本願の全閉指示信号（SC）に相当）が駆動機構 3 に対して発信され、取水ゲート 4 を全閉する、前記各選択ステップを有する、制御部 7 を備えた取水ゲート制御システムが記載されている。

請求項 4 – 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。特に、「前記一定時間内に前記危険水位検出信号が入力されたままであるか否かを監視して、該一定時間内に該危険水位検出信号が入力されたままであると、次の一定時間内に前記危険水位検出信号が入力されたままであるか否かを監視することを繰り返す第 3 のステップ（S13）を実行する」点は、何れの文献にも開示されていない。